



名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金



安全・安心な住環境づくりを進めるため、市内の老朽化し危険な空家等の除却を行う方に除却費用の一部（上限３０万円）を補助します。

1 対象建築物

- ・特定空家等・・・名張市が特定空家等の認定を行った建築物等（ただし、措置が命じられているものを除く）
- ・不良空家・・・次の①から③をすべて満たすもの ※注 1

- ① １年以上使用されていないことが常態であるもの
- ② 延べ床面積の２分の１以上が居住用として使用されていたもの
- ③ 構造等の腐朽又は破損などにより、著しく危険性のあるもの

※注 1. 空き家等の周囲に民家等又は道路・公園があり、そのまま放置すると破損等により周囲に対して影響があるもの

不良空家に該当するか否かは事前に名張市が判定を行いますので、ご相談ください。



2 対象者

次の①～⑤のすべてを満たす者（個人に限る）が対象となります。

- ① 対象建築物の所有者（相続人）
（※建築物の所有者と土地の所有者が違う場合は、土地の所有者の除却についての同意が必要です）
- ② 対象建築物が複数人の共有（相続人を含む）である場合は、その共有者全員から除却についての同意を得られる者であること。
- ③ 対象建築物に所有権以外の権利が設定されていないこと
（ただし、その権利を有する者全員から除却についての同意を得られれば可）
- ④ 市税の滞納がないこと（※上記②の共有者についても同様です）
- ⑤ 暴力団員でないこと（※上記②の共有者についても同様です）

3 対象工事

次の①、②の両方を満たす工事が対象となります。

- ① 名張市内に本店、支店又は営業所を有する解体工事業の許可を受けている事業者による除却工事
- ② 他の公的な補助金等の交付を受けていない除却工事
※敷地内の付属物（樹木等）、補助対象空家等と一体とみなされない地下埋設物の除却工事は補助対象外

4 補助金の額

補助対象工事に要する費用の３分の１以内（上限は３０万円）

5 募集期間

令和５年５月１５日から令和５年１２月８日 ※予算がなくなり次第終了します。

※不良空家の事前判定申請の受付は令和５年１１月２４日を目途に終了します。

6 注意事項

- ・除却工事の請負契約は、**補助金交付決定を受けた後に**契約を結ぶ必要があります。
- ・補助金交付申請年度の**２月末までに工事及び完了実績報告書の提出を完了**する必要があります。
- ・建築物を除却した場合、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなるため、固定資産税が増額することがあります。
- ・除却後の空き地の適正管理を行う必要があります。（跡地の活用については、建築基準法による規制がかかる場合があります。）

問い合わせ先：名張市 都市整備部 営繕住宅室

TEL：０５９５－６３－７７４０

E-mail：eizen@city.nabari.mie.jp